

令和6年度 安来市立広瀬小学校いじめ防止基本方針

安来市立広瀬小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、安来市立広瀬小学校の全ての児童が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的として策定するものである。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

○個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つ。

○背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの判断を慎重に行う。

上記の考え方にに基づき、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識の上に、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

《いじめ防止のための基本姿勢》

- (1) 教職員自らの人権感覚を磨き、人権侵害を見抜く力を高めるとともに、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という意識を児童に徹底させる。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進することを通して、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを醸成する。
- (3) 「いじめを受けた児童に非はない」という認識に立ち、当該児童の安全を最優先に考え対応する。
- (4) いじめの未然防止、早期発見及び解決のために、学校体制の中で計画的に取り組むとともに、家庭・地域、関係諸機関や専門家等との連携・協力を密にして対応する。

2 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置する。この組織は常設とし、いじめの相談・通報窓口となり、いじめの疑いに関する情報等を収集・記録・共有する。そして、いじめの疑いに係る情報を得た場合に緊急会議を開催し、迅速な対応を行う。また、具体的で実効性のある校内研修（複数回）の企画をする。

いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、人権・同和教育主任、当該児童の学級担任、特別支援教育コーディネーター等、PTA 役員等

※事案により参加

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等 その他関係諸機関

3 いじめの未然防止、及び早期発見及び解決のための取組

【未然防止の観点から】

- (1) 平素からの人間関係づくり、学級集団づくりを充実させる。

児童一人一人がかけがえのない存在として認められ、お互いが相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師が分かりやすい授業を心がけ、児童の基礎学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行うとともに、「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

- (2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの醸成に努める。

「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の些細な変化も見逃さない鋭い感性を磨く。

- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍でき、考え、議論する教育活動の推進

様々な教育活動を通して、一人一人の自己有用感の醸成を図る。

- ・なかよし班活動（異学年交流）の充実
- ・児童の自主的・自発的な活動を中心とした委員会活動の充実
- ・児童が主体的・意欲的に取り組める学習活動

- ② 友達との良好な関わり方を身につけるためのソーシャルスキルの育成

ソーシャルスキル・トレーニング等を活用して、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせるとともに、認められる自分が存在することを感じることで自尊感情を育み、明るく楽しい学校活を送ることができるようにする。

- ③ 他者とつながる喜びを味わう体験活動

わかり合える楽しさや喜びを実感させるとともに、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の充実を図る。

- ④ インターネット上のいじめへの対応

発信された情報や発信者の匿名性等を踏まえ、インターネット上のいじめを防止するための情報モラル研修を実施する。

【早期発見及び解決の観点から】

- (1) 年2回の教育相談週間、及びアンケートQ-Uや「学校生活に関するアンケート」の実施によって児童の悩みや友達関係を把握し、いじめ根絶を目指す。また、地域住民や保護者からいじめに係る取組が適正に行われているかについて、学校評価の項目に位置づける。
- (2) 学級担任だけで抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、組織として全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしながらその解決にあたる。また、速やかに事実確認を行い、その結果を市教育委員会に報告する。
- (3) 情報収集を迅速・的確に行い、事実確認をした上で、いじめを受けた児童の安全確保を最優先に考え、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童等とその保護者に対する支援を行う。その後、いじめに係る行為が止み、少なくとも3ヶ月を目安として、いじめの解消とする。
- (4) 特に配慮が必要な児童
 - ・海外から帰国した児童や外国にルーツをもつ児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・災害等により被災・避難した児童
 - ・感染症等に感染した児童
 - ・特に配慮が必要な児童等については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (5) いじめを受けた児童の心のケアを図るため、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導・対応に当たる。
- (6) いじめを行った児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、その保護者に対して継続的な助言を行う。併せて、傍観した児童にも、いじめに加担したことと同様であることを認識させる。一方で、いじめを行った児童に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮を行う。
- (7) 教育的配慮をしながら、いじめを行った児童に自らの行為を理解させ、健全な人間関係を育むことができるように指導する。
- (8) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

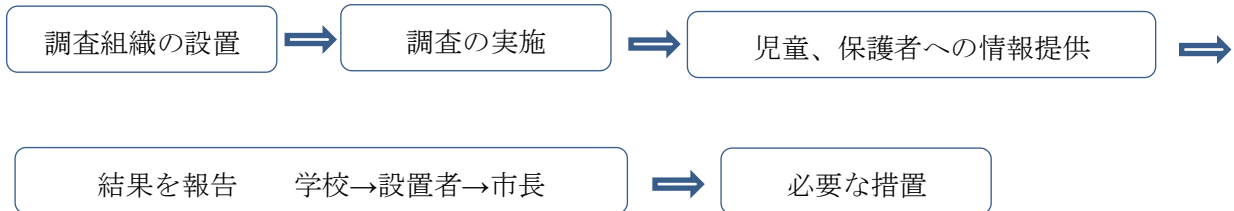
4 重大事態への対応

(1) 定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 対応

いじめにより重大事態が発生した場合、その収束と同種の発生を防止するため、直ちに教育委員会に報告する。以降は教育委員会の判断に従い対応を進める。調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年度３月 文部科学省）」に沿って対応する。



附則

1. この方針は、平成２６年４月１日より施行する。
2. 平成２７年４月７日一部改正し、平成２７年４月１日より適用する。
3. 平成２８年４月１日一部改正し、同日より適用する。
4. 平成２９年４月１日一部改正し、同日より適用する。
5. 平成３０年４月１日一部改正し、同日より適用する。
6. 平成３１年４月１日一部改正し、同日より適用する。
7. 令和３年４月１日一部改正し、同日より適用する。
8. 令和６年４月１日一部を改正し、同日により適用する。